スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

山梨県上野原市

自 治 体 名 ： 山梨県上野原市
担 当 課 名 ： 学校教育課
電 話 番 号 ： 0554-62-3408

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

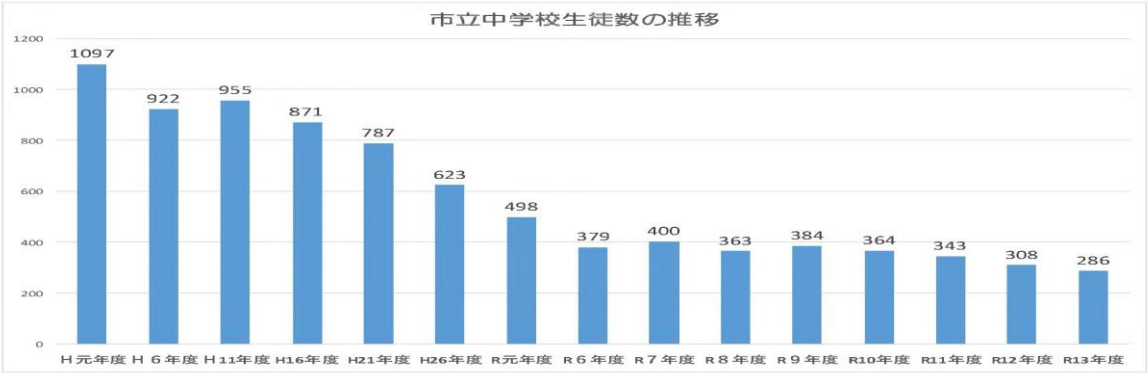
面積	170.57㎢
人口	20,717人
公立中学校数	3校
公立中学校生徒数	380人
部活動数 （運動部活動のみ）	22部活
地域クラブ活動数	2クラブ
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済

地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

市の人口減少とともに、中学校生徒数も減少しており、令和7年5月1日現在、市立中学校生徒数は合計で380名である。生徒数の推移を見ると、平成17年度の905名以降減少傾向にあり、令和7～9年度までは多少の増減はあるものの、令和9年度以降は減少傾向に推移していく状況である。現在、令和13年度には300名を割り、令和18年度には208名になることが予想される。

市内中学校の部活動は、運動部が11種目（22部）、文化部が2種目（4部）であり、部活動所属率は全体で約87%であり、多くの生徒が部活動に所属し各学校とも比較的盛んに行われている。しかし、団体競技を中心に十分な人数を確保できず、苦労している部活動もある。顧問については、必ずしも担当部活の経験者ばかりではないため、各種目の指導に苦慮している学校もある。

本市における地域移行の取組は、令和5年度にスタートした。令和5年度には、「上野原市立中学校部活動地域移行に係る検討委員会」の設置やコーディネーターの配置、継続した部活動指導員の配置等を行うとともに、検討委員会において、地域移行の方向性や実施方法、実施する上での課題等を検討した。令和6年度には、「上野原市部活動地域移行推進協議会設置条例」を制定し、検討委員会を発展的に解消し推進協議会をスタートさせた。この協議会において、地域移行の基本方針や体制等について協議を進めてきた。協議を進めていく中で、地域移行に向けて、地域クラブ活動にかかる経費や地域クラブ活動指導員の質と量の確保、活動場所までの生徒の移動手段の検討等が課題としてあげられた。これらの課題がある中でもできる限り早期に地域移行を行っていく必要がある。

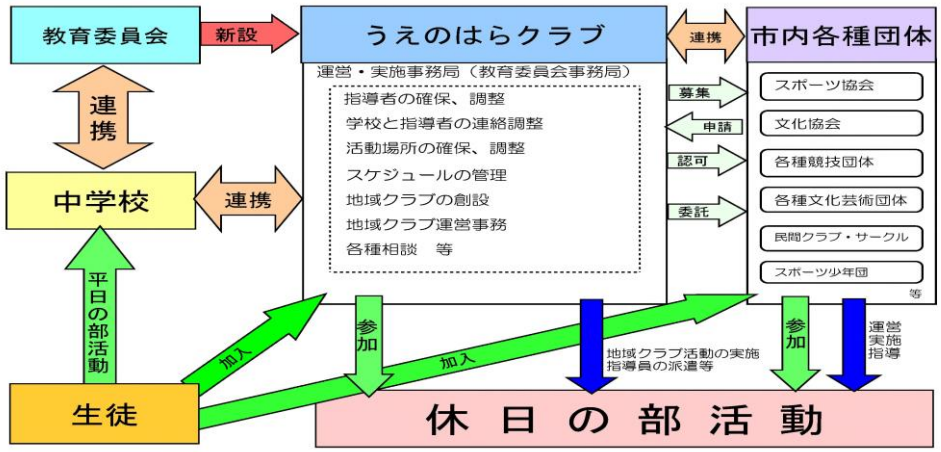


2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●市区町村における推進体制図



●行政組織内での役割分担

◉教育委員会（学校教育課）
・部活動地域移行を所管、上野原市部活動地域移行推進協議会委員の選定、任命・コーディネーター、地域クラブ活動指導員の任用・地域移行内容の確認、決定、課題の把握、検証等

◉首長部局（財政経営課）
・予算措置

◉コーディネーター
・地域クラブ活動「うえのはらクラブ、「上野原市部活動地域移行推進協議会」事務局
・各中学校との連絡、調整及び地域クラブ活動の周知等

年間の事業スケジュール

令和7年4月	• 地域クラブ活動の運営、実施体制（事務局）の構築（～5月） • 地域クラブ活動実施のための諸規定の施行、改正 • 地域クラブ活動指導員の任用、地域クラブ活動認定のための指針等の作成・施行 • 地域クラブ活動指導員の募集（随時） • 各中学校との移行部活動決定のための協議、決定（～6月）
令和7年6月	• 市部活動地域移行推進協議会第3回会議 • 実施地域クラブ活動の決定 • 地域クラブ活動指導員の決定及び講習 • 地域クラブ活動参加生徒の募集（～7月）
令和7年8月	• 地域クラブ活動の開始
令和7年9月	• 地域クラブ活動の検証と課題把握（～12月）
令和7年11月	• 市部活動地域移行推進協議会第4回会議
令和8年2月	• 市部活動地域移行推進協議会第5回会議

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の運営実績

①全体に関すること

実施した地域クラブ活動総数		2クラブ	
ケース別地域クラブ活動数	A：部活動を地域移行した形の地域クラブ活動数（及び移行された部活動数）		2クラブ（2部活動）
	B：部活動にはない種目等、新規の地域クラブ活動数		0クラブ
全体の指導者数	5人	全体の運営スタッフ数	2人

②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）

地域クラブ活動名	運営団体種別	種目	実施回数（平日･休日）	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
うえのはらクラブ（サッカー）	市が設置した地域クラブ活動	サッカー	･平日　0回 ･休日　月2～3回程度	9:00～12:00	1年生　11名 2年生　2名	令和7年9月～	3人	2人（内、兼務2人）	0円（実証事業のため）	中体連：部活動
うえのはらクラブ（軟式野球）	市が設置した地域クラブ活動	軟式野球	･平日　0回 ･休日　月3回程度	8:30～11:30	1年生　10名 2年生　3名	令和7年9月～	2人	2人（内、兼務2人）	0円（実証事業のため）	中体連：部活動

③その他、体験会やイベント等の開催実績

●なし

2.実証内容と成果

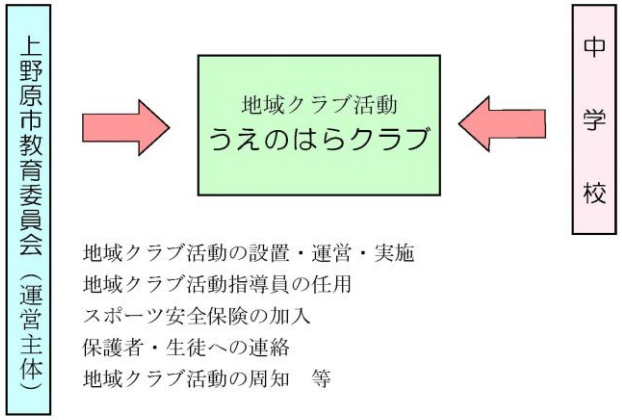
スポーツ庁

主な取組例

●うえのはらクラブ　活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	サッカー、軟式野球
運営団体名	うえのはらクラブ
期間と日数	サッカー：月2～3回程度 軟式野球：月3回程度
指導者の主な属性	一般社会人、教員（兼職兼業）
活動場所	サッカー：上野原中学校グラウンド 軟式野球：上野原西中学校グラウンド
主な移動手段	徒歩、スクールバス、保護者の送迎
1人あたりの参加会費等（年額）	サッカー：0円 軟式野球：0円
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

●地域クラブ活動を実施する際の運営体制図



●指導者や運営スタッフ等の役割分担等

●コーディネーター

役割：地域クラブ活動「うえのはらクラブ」、「上野原市部活動地域移行推進協議会」の事務局

各中学校との連絡、調整及び地域クラブ活動の周知等

●教育委員会事務担当者

役割：運営体制の整備、連絡体制の整備、地域クラブ活動指導員の報酬支払い等

●地域クラブ活動指導員　5名

役割：練習計画、練習メニューの作成、技術指導等

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

- 地域移行のためのコーディネーターの任用
- 市部活動地域移行推進協議会の開催
- 地域クラブ活動「うえのはらクラブ」の開始

取組の成果

- 中学校退職教員を市地域移行コーディネーター研修会として任用したため、市内各中学校との連絡調整や協議、状況把握等がスムーズに行うことができた。
- 本市における地域クラブ活動の在り方について、その基本的な考え方を示すものとして「学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する基本方針」及び「地域クラブ活動ガイドライン」の策定を行った。
- 市部活動地域移行推進協議会は、令和6年6月、「市部活動地域移行推進協議会条例」を施行し設置した。この協議会は、市スポーツ協会、市スポーツ少年団指導者協議会、市スポーツ推進委員会、市文化協会、市校長会、市教頭会、各校教職員及びPTA代表者、市関係部署職員で構成されており、この協議会において学校部活動の地域クラブ活動化に向けた体制整備等について検討してきた。この協議会において、地域移行にかかわり共通理解を図るとともに各委員から貴重な意見をいただくことができた。
- 本市の現状を鑑み、当面は市が運営主体となり、学校等の公共施設を利用して地域クラブ活動を開始することを決定した。
- 地域クラブ活動は、民間や総合型地域スポーツクラブが運営、実施主体となることも考えられる。そのため、事務局が原案を作成し、学校部活動に代わりうる活動として地域クラブ活動を実施する地域団体等を認定するために「地域クラブ認定に関する指針」を策定し、市部活動地域移行推進協議会において協議、確認した。
- 地域クラブ活動「うえのはらクラブ」を開始するにあたり、地域クラブ活動に参加を希望する市内の中学校生徒を対象とした「市地域クラブ活動参加者に関わる指針」を策定し、参加中学生の募集を行った。

今後の取組における課題

- 市の人口は減少傾向にある。また、指導者等の高齢化も進行している。今後も地域クラブ活動化を実施していく中で、指導者の確保や地域での受け入れ体制が困難になることが予想される。

課題への対応方針

- 今後も学校部活動の地域クラブ活動化を実施、運営していく上で、指導者や運営、実施団体の確保等はもちろんのこと、さらなる人材の発掘、育成を行うとともに、地域クラブ活動を支援する体制や組織を構築していくことが必要である。そのためにも関係団体等との連携強化等に努めていきたい。

2.実証内容と成果

スポーツ庁

取組内容

●取組項目名　ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

コーディネーターの具体的な動きの実績

○市内各中学校との連絡調整や協議、状況把握等のため中学校の実情を把握している中学校退職教員を地域移行コーディネーターとして任用した。その主な実績として次のことがあげられる。

- 「市地域クラブ活動指導員人材バンク」創設のための準備と原案の作成
- 「市地域クラブ活動指導員人材バンク」の管理、登録等の事務
- 「市地域クラブ活動指導員に関する指針」の原案作成
- 市地域クラブ活動指導員任用のための申請等に関わる事務
- 「地域クラブ認定に関する指針」の原案作成
- 「認定地域クラブ活動」に関わる相談、認定等の事務
- 教職員の兼職兼業を許可、承認するための「市立学校処務規程」の改正原案の作成とその事務
- 教職員への兼職兼業についての説明と申請等に関わる事務
- 「市部活動地域移行推進協議会」開催のための準備と資料の作成等
- 地域クラブ活動の運営、実施主体を教育委員会としたことにより、その地域クラブ活動（うえのはらクラブ）の事務局を担当
- 部活動を地域クラブ活動化するための各中学校との連絡調整及び協議
- 地域クラブ活動化を決定した部活動に所属する生徒、保護者、中学校部活動顧問等への説明
- 地域クラブ活動への参加生徒募集のための「市地域クラブ活動参加者に関わる指針」の原案作成及び募集のための事務
- 地域クラブ活動の活動予定等の作成とその連絡
- 地域クラブ活動指導員の勤務の割り振りと報酬等支払のための事務
- 中学校保護者に地域移行に関わる説明をするための学校訪問
- 次年度中学校新入生保護者に地域移行に関わる説明をするための学校訪問
- 地域クラブ活動への移行に関わる市町村担当者会、部活動の地域展開等に関わるコーディネーター研修会等への参加

地域クラブ活動の運営効率化に向けた取組

- 地域クラブ活動の運営、実施主体を教育委員会としたことにより、参加生徒やその保護者、地域クラブ活動指導員への活動予定等の連絡は、運営主体である教育委員会の責務である。しかし、多岐にわたる連絡先やその内容等の事務負担は大きい。そこで、事務負担の軽減や連絡等の効率化を図るため、「部活動アプリ」を活用することを決定した。このことにより、事務負担の軽減を図るとともに、私的なやりとりによるリスク回避等を行うことができた。なお、アプリ提供事業者との協議、申請等によって、今年度の利用料は無償となっている。

2.実証内容と成果

取組内容

●取組項目名　イ：指導者の質の保障・量の確保

取組事項

- 「やまなし地域クラブ活動等人材バンク（スポカルやまなし）」の活用
- 市独自の人材バンクを創設するための取組
- 地域クラブ活動指導員を任用等するために必要な事項を定める取組
- 教職員の兼職兼業を許可、承認するための取組
- 市ホームページや広報誌を活用した人材バンクの広報活動
- 各中学校を訪問した「地域移行」及び「教職員の兼職兼業」についての説明
- 市スポーツ協会、市スポーツ少年団指導者協議会、市スポーツ推進委員会、市文化協会等への人材紹介の依頼
- 本市で開催された県スポーツ少年団指導者養成事業における市地域移行の現状説明と人材バンクへの登録依頼

取組の成果

- 「市地域クラブ活動指導員人材バンク」を創設した。
- 「上野原市地域クラブ活動指導員に関する指針」を作成した。
- 「市地域クラブ活動指導員人材バンク」の創設や広報等により、12名の登録申請があった。（サッカー6名、剣道2名、軟式野球2名、バスケットボール2名）このうち、サッカー3名、軟式野球2名を地域クラブ活動指導員（会計年度任用職員）として市が任用した。
- 教職員の兼職兼業を許可、承認するために「市立学校処務規程」の一部改正を行った。
- 教職員の兼職兼業許可承認申請が3件あり、すべてを許可承認した。この申請をした3名の教職員が、「市人材バンク」に登録したため、3名を市地域クラブ活動指導員として任用した。

今後の取組における課題

- 市独自の人材バンクを創設し、地域クラブ活動指導員を募集したが、多くの部活動を地域移行するための人材を確保することができなかった。今後も学校部活動を地域クラブ活動化していくためには人材確保が急務であり、このことが地域クラブ活動化を進める上での最大の課題となることが予想される。
- 地域クラブ活動指導員として5名を会計年度任用職員として任用した。この5名が、競技団体の公認コーチ及び審判員の有資格者と教職員であったために、任用時の研修のみになってしまった。今後、計画的な研修について検討、実施していかなければならないと痛感している。

課題への対応方針

- 地域クラブ活動指導員の募集について、広報活動や地域関係団体等を通じた情報収集等を強化していく。
- 地域クラブ活動指導員の計画的な研修会を検討、実施する。

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

○ 今年度実証事業を実施することにより、①地域クラブ活動の運営・実施主体である「うえのはらクラブ」の設置②地域クラブ活動指導員を確保するための市人材バンクの創設③「市地域クラブ活動指導員に関する指針」や「市地域クラブ活動参加者に関わる指針」等の施行④教職員の兼職兼業を許可、承認するための「市立学校処務規程」の一部改正⑤部活動の地域クラブ活動化のための予算確保等、休日において地域クラブ活動を実施するための体制づくりを推進することができた。
○ 市部活動地域移行推進協議会の実施等により、本市における地域クラブ活動の在り方について、その基本的な考え方を示す「学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する基本方針」及び「地域クラブ活動ガイドライン」を策定することができた。
○ 各中学校との協議、生徒・保護者への説明を経て、2種目ではあるが、休日の地域クラブ活動を開始することができたのは、大きな一歩であった。
○ 地域移行に関わる学校教職員や保護者への説明、新入生保護者説明等を実施することにより、地域クラブ活動についてより周知することができた。

●成果の評価

○ 今年度の実証事業において、5種目の地域クラブ活動化を計画・予定していたが、必要な指導者を確保することができず、実施に至ったのは2種目のみであった。
○ 教職員や保護者への地域移行に関わる説明等を行うことにより、地域クラブ活動についてより周知することができた。地域移行の基本的な考え方は、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることにある。しかし、その競技性や成果に偏重する考えも少なからず存在する。今後も部活動の地域クラブ活動化を展開していく中で意識改革をも進めていく必要性を感じる。
○ 休日の部活動の地域クラブ活動化を行っていく中で、地域クラブ活動指導員の確保やその研修、事業実施のための費用の確保、事務負担の増加等多くの課題がある。地域クラブ活動化を進めていく中でこれらについて検討することはもちろん、地域移行のための体制等をより整備していく必要がある。

●今後に向けて

○ 地域クラブ活動を拡大していくために、今後も継続した地域クラブ活動指導員の質と量の確保に努める。
○ 生徒の移動手段等の課題から、現在実施している地域クラブ活動は、中学校の学区をその範囲として設置している。今後も課題解決を図り市全体の地域クラブ活動へと拡大する。
○ 地域クラブ活動を拡大していく中で、そのための費用増加が予想される。持続的運営を行うために参加料等の受益者負担についても検討していくことが必要である。

2.実証内容と成果②

スポーツ庁

参考資料



【地域クラブ活動「うえのはらクラブ」（サッカー）練習風景】



【地域クラブ活動「うえのはらクラブ」（サッカー）練習風景】



【地域クラブ活動「うえのはらクラブ」（軟式野球）練習風景】



【地域クラブ活動「うえのはらクラブ」（軟式野球）練習風景】

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和5年	令和6年	令和7年			令和8年
部活動地域移行に係る検討委員会設置、検討開始	部活動地域移行推進協議会の設置、基本方針等の決定	地域クラブ活動の設置、体制づくり	学校との協議、生徒・保護者等への説明	地域クラブ活動の開始	地域クラブ活動の拡大

●ステークホルダー

市教育委員会（学校教育課、社会教育課）、部活動地域移行推進協議会、 中学校、コーディネーター

●経過

- 令和5年度に「市立中学校部活動地域移行に係る検討委員会」を設置し、地域移行の方向性や実施方法等を検討した。
- 令和6年度には、「上野原市部活動地域移行推進協議会設置条例」を制定し、検討委員会を発展的に解消し推進協議会をスタートさせた。この協議会において、地域移行の基本方針や体制等について協議した。

●実施内容

- 市教育委員会が運営、実施主体である地域クラブ活動「うえのはらクラブ」の設置
- 「学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する基本方針」及び「地域クラブ活動ガイドライン」等の策定
- 「市地域クラブ活動指導員人材バンク」の創設
- 教職員の兼職兼業を許可、承認するための「市立学校処務規程」の改正
- 「市地域クラブ活動参加者に関わる指針」の策定
- 部活動を地域クラブ活動化するための各中学校との連絡調整及び協議
- 「市地域クラブ活動指導員に関する指針」の策定とその任用
- 2種目の部活動（サッカー、軟式野球）の地域クラブ活動化
- 中学校保護者、次年度新入生保護者等への地域移行に関わる説明

●実施にあたっての課題、今後の展開

- 休日部活動の地域クラブ活動化を行う上で、地域クラブ活動指導員の確保やその研修、事業実施のための費用の確保、事務負担の増加等が課題としてある。
- 実施している地域クラブ活動は、中学校の学区をその範囲として現在設置している。今後、市全体の地域クラブ活動へと拡大するとともに種目数を増やしていくことが必要である。
- 地域クラブ活動の持続的な運営を行うためには、参加料等の受益者負担についても検討していくことが必要である。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

項目	取組内容・方向性等			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（以降）
①コーディネーターの配置	○コーディネーターの決定 ○職務等の打ち合わせ	○コーディネーターの継続的な配置体制の構築		
②協議会等の設置・運営	○上野原市立中学校部活動地域移行に係る検討委員会の設置・開催（年２回）	○協議会条例の準備・制定	○上野原市部活動地域移行推進協議会の委員選定・設置・開催（年３回程度）	
③運営体制の構築	○部活動の現状把握 ○地域移行の方向性の確認・決定 ○部活動指導員の増員と継続	○運営主体・実施主体の検討・仮決定 ○運営方針、実施内容の検討・決定 ○指導者要綱、地域クラブ認定要綱等の作成 ○教員の兼職兼業への制度整備 ○地域クラブ活動の試行的実施の検討	○各中学校との打ち合わせ ○地域クラブ活動の試行的実施 ○課題の検討・改善	○地域クラブ活動の実施 ○完全実施に向けた取組
④指導者の確保	○各種スポーツ・文化芸術団体との連携 ○人材の発掘 ○教員の兼職兼業への対応	○地域クラブ指導者の募集　→　市人材バンクの作成・運営 ○スポカルやまなしの活用 ○地域クラブ指導者の決定・任用、指導状況の把握		
⑤活動場所の確保及び管理運営		○各中学校との打ち合わせ、施設利用に関わる調整 ○施設の使用規定等の確認・周知 ○施設使用に関わる諸課題の把握と改善、使用施設の修繕・改修等		
⑥予算・財源の確保（保護者負担等）	○コーディネーターに関わる予算確保	○部活動地域移行に関わる市単独予算のための準備・確保 ○国の実証事業への参画による予算確保（仮） ・協議会運営費　・コーディネーター人件費　・指導者謝金　等		
⑦関係者への周知	○地域移行の基本情報の周知 ・学校（保護者、生徒、教員） ・地域住民 ・スポーツ団体、文化団体	○市の考え方・方針・ゴールイメージ等に関わる周知 ○運営団体・実施主体の具体的な取組に関わる周知（運営方針、実施内容、地域クラブの規定等） ○実施される地域クラブ活動に関わる周知（参加者募集、指導者募集、協力のお願い等）		